

平成29年7月14日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

「福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の一部変更対照表

※注記：「福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画」における一部変更箇所は、”下線“にて明示しています。

| 頁 | 読み替え前 | 読み替え後 | 理由 |
|--------|--|--|-------------------------------------|
| II - 3 | <p>別図 2 - 3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> ※1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) </p> | <p>別図 2 - 3 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策指針に基づく警戒事象発生時の通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> ※1 : 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2 : いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3 : ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4 : メールによる連絡 (メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) </p> | <p>原子力規制庁の組織改編及び自治体の組織名称変更に伴う修正</p> |

| 頁 | 読み替え前 | 読み替え後 | 理由 |
|--------|--|--|-------------------------------------|
| II - 4 | <p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> ※1: 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2: いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3: ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4: メールによる連絡(メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) </p> | <p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> ※1: 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2: いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署 常磐消防署, 内郷消防署 ※3: ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※4: メールによる連絡(メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) </p> | <p>原子力規制庁の組織改編及び自治体の組織名称変更に伴う修正</p> |

| 頁 | 読み替え前 | 読み替え後 | 理由 |
|------|--|--|-------------------------------------|
| II-5 | <p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> | <p>別図2-4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話によるファクシミリ着信の確認 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> | <p>原子力規制庁の組織改編及び自治体の組織名称変更に伴う修正</p> |

| 頁 | 読み替え前 | 読み替え後 | 理由 |
|--------|---|---|-------------------------------------|
| II - 6 | <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> ※1: 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2: いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部, 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署, 常磐消防署, 内郷消防署 ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※4: ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※5: メールによる連絡(メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) ※6: 平成23年3月11日発生事象に対する応急措置の実施報告先 </p> | <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(1/2) (1) 発電所内での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 </p> <p> ※1: 浪江町, 広野町, いわき市, 田村市, 南相馬市, 川俣町, 川内村, 葛尾村, 飯館村 ※2: いわき中央警察署, いわき南警察署, いわき東警察署, いわき市消防本部, 南相馬警察署, 相馬地方広域消防本部, 田村警察署, 郡山地方広域消防組合消防本部, 福島警察署, 伊達地方消防組合消防本部, 田村消防署, 相馬消防署, 南相馬消防署, 平消防署, 小名浜消防署, 勿来消防署, 常磐消防署, 内郷消防署 ※3: 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 ※4: ファクシミリ, 電話等による通信手段が遮断された場合は, 衛星携帯電話を所持した者を派遣 ※5: メールによる連絡(メールによる連絡が不可の場合は電話にて連絡) ※6: 平成23年3月11日発生事象に対する応急措置の実施報告先 </p> | <p>原子力規制庁の組織改編及び自治体の組織名称変更に伴う修正</p> |

| 頁 | 読み替え前 | 読み替え後 | 理由 |
|-------------|--|--|-------------------------------------|
| <p>II-7</p> | <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p> | <p>別図2-5 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の連絡経路(2/2) (2) 事業所外運搬での事象発生時の連絡経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の概要報告先 : ファクシミリによる送信 : 電話等による連絡 ※ : 災害対策本部等が設置されている場合に限る。 </p> | <p>原子力規制庁の組織改編及び自治体の組織名称変更に伴う修正</p> |